

## 地域森林計画（案）及び地域森林計画変更計画（案）の公告・縦覧について

北海道では、地域森林計画を樹立及び変更するに当たり、計画案を森林計画図とともに次のとおり縦覧に供しています。

### 1 縦覧図書

地域森林計画書（案）及び地域森林計画変更計画書（案）並びに森林計画図

### 2 縦覧場所

(1) 地域森林計画書（案）及び地域森林計画変更計画書（案）

ア 北海道水産林務部林務局森林計画課（道庁11階）

イ 北海道総務部行政局法制文書課行政情報センター（道庁別館3階）

ウ 各（総合）振興局（行政情報コーナー、産業振興部林務課及び森林室）

(2) 森林計画図

ア 北海道水産林務部林務局森林計画課（道庁11階）

イ 該当地域を管轄する（総合）振興局（産業振興部林務課及び森林室）

なお、一般民有林は森林計画課、（総合）振興局産業振興部林務課及び森林室において、道有林は（総合）振興局森林室において縦覧できます。

### 3 縦覧期間

令和2年（2020年）11月2日（月）～令和2年（2020年）12月2日（水）

### 4 意見の提出

地域森林計画（案）等に御意見のある方は、令和2年（2020年）12月2日（水）までに御意見の内容を記載した書面に、氏名又は名称、住所及び意見を述べる理由を添えて知事（札幌市中央区北3条西6丁目北海道水産林務部林務局森林計画課（〒060-8588））に提出することができます。

郵送する場合は、令和2年（2020年）12月2日（水）必着とします。

また、FAX（番号011-232-1295）、電子メール（suirin.shinrin2@pref.hokkaido.lg.jp）でも受け付けています。

なお、電子メールでの提出はテキスト形式とし、添付ファイルによる提出は御遠慮願います。

#### <地域森林計画とは…>

全国森林計画に即して、都道府県知事が作成する10ヵ年計画で、森林計画区に所在する民有林の森林整備の目標や基本事項などについて定める計画であり、市町村が作成する市町村森林整備計画の指針となる計画です。

#### 【森林計画制度】

